

日常点検表使用上の注意

本様式は、自動車使用者に義務付けられている道路運送車両法第47条に基づく自動車点検基準第1条並びに別表第1に規定されている日常点検基準を基に効率的かつ確実に点検を実施できるとともにその効果があがるよう、車両の使用状態等を加味し、わかりやすく使いやすく作成したものです。

1. 点検要領

- (1) 点検は1日1回その運行の開始前に必ず行うこと。
- (2) 点検に先立ち、前日の運行間に異状があったか又は修理があったか確認すること。
- (3) 点検は下図の点検順序に従い日常点検表を用いて行うこと。
- (4) 点検の結果、良は√印否は×印を確実に記入すること。
- (5) 点検終了後は、整備管理者（又は補助者）に点検結果を報告し運行の可否決定を受けその結果を運行管理者に報告すること。

2. 異状時の処置と記録

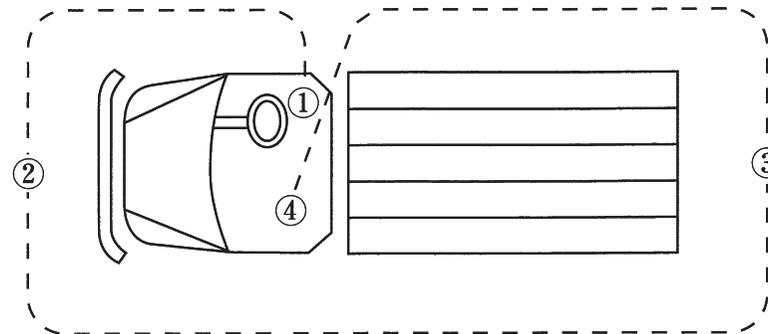
- (1) 点検時あるいは運行中において異状箇所を発見した場合は直ちに整備管理者（又は補助者）に報告し、修理を必ず受けること。
- (2) 前日の運行においての異状箇所の処理については点検時に必ず確認し、異状箇所のなかった場合もその旨をチェックすること。
- (3) 運行中に異状が発生した場合は直ちに運行を中止し、整備管理者等に連絡するとともにその指示に従うこと。（故障車両は絶対に運行しないこと。）

3. 乗務の引継ぎ

乗務を引継ぐときは、車両の状態について交替する運転者に通告するとともに、乗務するときには当該車両のかじ取り、制動装置その他重要な部分の機能について点検すること。

日常点検の方法

点検をすべき箇所を効果的かつ確実に実施するため下図の点検順序により、日常点検表を用いその点検基準に従って点検を実施し、定められた記号により点検結果を記入しなければなりません。



日常点検結果の報告(確認)

点検終了後は、整備管理者又は補助者に点検結果を報告し、確認を受けなければなりません。尚、補助者が点検結果を確認した場合は、あとで管理者が確認することが義務づけられています。

日常点検表（貨物用）

点検良 ✓
要整備 ×

登録番号
又は社号

点検内容		日付																															備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
※準備	運行において異状箇所及びその処置																																	
※① 運転者席	ブレーキペダルの踏みしろ、きき具合																																	
	駐車ブレーキペダルの引きしろ																																	
	エアブレーキの空気圧計の上り具合、排気音の正常																																	
	エンジンのかかり具合、異音																																	
	低速及び加速の状態																																	
※② エンジンルーム	ワイパーの払拭状態																																	
	ウィンドウォッシャー液の量、噴射状態																																	
	ブレーキオイル（リザーバタンク）の量																																	
	冷却水の量																																	
	エンジンオイルの量																																	
※③ 車の周り	ファンベルトの張り具合・損傷																																	
	バッテリー液の量																																	
	灯火装置及び方向指示器の点滅具合・汚れ・損傷																																	
	タイヤの空気圧																																	
	タイヤの亀裂・損傷・異状な磨耗																																	
	タイヤの溝の深さ																																	
④ その他	☆ホイールナット・ボルト（脱落・折損・緩み・付近の錆汁・不揃い等）																																	
	ブレーキチャンバのロッドのストロークとブレーキ・ドラムとライニングとのすき間																																	
	エアタンク内の凝水																																	
	エアブレーキペダルの踏みしろきき具合																																	
実施・確認印	検査証・保険証・定期点検整備記録簿の備付																																	
	非常用信号用具・工具類・停止表示板の備付																																	
	その他																																	
実施・確認印	点検者（運転者）																																	
	整備管理者（又は補助者）																																	
	運行管理者（又は補助者）																																	

年
月

3 ☆印は大型車（車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のトラック）が対象です。
2 ※印は、国土交通省令で定められた技術上の基準による点検項目です。
1 太字は走行距離、運行時の状況等から判断した適切な時期に行うこと。